

農用地区域の除外申請に必要な添付書類

- 1 申請受付日 3、6、9、12月の各10日（閉庁日の場合は翌開庁日）
- 2 提出部数 正本1部、副本(コピー可)1部
- 3 添付書類(この順番で書類を提出してください。)

番号	書類	注意点	チェック欄
1	地域計画・農用地利用計画変更申出書	(1)「変更の目的及び必要性」には、事業の直接目的だけでなく、地域における必要性、地域に与える効果、緊急性、規模の根拠等を具体的に記載してください。 (2)「当該土地の選定理由」には、他候補地の検討結果に基づき申出地でなければならないこと、地域営農・担い手への影響がないことを明らかにしてください。 (3)「その他必要な事前調整・協議事項」には、事業遂行に必要な許認可処分の見込み、道水路管理者や地元の多面的機能支払交付金の活動団体などの事前調整状況を担当部署・担当者名を含めて記載してください。 ※記述が多い場合、別紙に記載していただいても構いません。	
2	申出地の位置図	本市都市計画課発行白図などを使用してください。	
3	申出地の土地登記簿全部事項証明書の写し		
4	申出地の公図の写し	分筆を予定している場合は予定線を記載してください。	
5	検討した土地の一覧	一覧に目的が達成できない理由を記載してください。	
6	検討した土地の位置図	本市都市計画課発行白図などを使用してください。	
7	敷地求積図	分筆する予定がある場合に提出してください。	
8	配置図	排水経路を図に矢印で示してください。(用紙規格A3以下)	
9	建物図面	平面図、立面図	
10	法人登記の写し	申請者が法人の場合は提出してください。	
11	大規模土地利用行為に係る事前協議の協議結果通知書の写し	既存部分も含めて1,000㎡以上の土地の造成の場合などが協議対象になります。詳しくは都市計画課へお問い合わせください。	
12	特定事業手続(まちづくり条例)の手続きの協議結果通知書の写し	開発区域の面積が3,000㎡以上の場合などが協議対象になります。詳しくは都市計画課へお問い合わせください。	
13	土地所有者・使用収益権者の同意書	事業説明をしていただき、同意書をいただってください。	
14	隣地土地所有者の同意書	隣地が農地の場合は提出してください。	
15	土地改良区の意見書	該当しない場合は申出書のその他欄へ記載してください。 明治用水土地改良区、西尾土地改良区については、市から一括照会をするため提出不要ですが、事前に改良区と協議してください。	
16	町総代・生産組合長の意見書	事業説明をしていただき、意見書をいただってください。	
17	委任状	代理申請の場合は提出してください。	

※必要に応じて資料の追加、聴き取りでの説明などをお願いすることがあります。
 申請される場合は、除外見込があるかも含めて、担当者と必ず事前調整してください。
 書類の補正・追加などで時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請してください。
 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの対象地でないことを確認してください。

農用地区域の除外申請に必要な添付書類(分家住宅)

- 1 申請受付日 3、6、9、12月の各10日（閉庁日の場合は翌開庁日）
- 2 提出部数 正本1部、副本(コピー可)1部
- 3 添付書類(この順番で書類を提出してください。)

番号	書類	注意点	チェック欄
1	地域計画・農用地利用計画変更申出書	(1)「変更の目的及び必要性」には、事業の直接目的だけでなく、地域における必要性、地域に与える効果、緊急性、規模の根拠等を具体的に記載してください。 (2)「当該土地の選定理由」には、他候補地の検討結果に基づき申出地でなければならないこと、地域営農・担い手への影響がないことを明らかにしてください。 (3)「その他必要な事前調整・協議事項」には、事業遂行に必要な許認可処分の見込み、道水路管理者や地元の多面的機能支払交付金の活動団体などの事前調整状況を担当部署・担当者名を含めて記載してください。 ※記述が多い場合、別紙に記載していただいても構いません。	
2	申出地の位置図	本市都市計画課発行白図などを使用してください。	
3	申出地の土地登記簿全部事項証明書の写し (必要に応じ閉鎖登記簿謄本の写し)	都市計画法の線引き前(S45.11.23以前)から所有していることがわかるように提出してください。	
4	申出地の公図の写し	分筆を予定している場合は予定線を記載してください。	
5	検討した土地の一覧	一覧に建築できない理由及び農用地の該当・非該当を記載してください。	
6	検討した土地の位置図	本市都市計画課発行白図などを使用してください。	
7	土地家屋名寄帳の写し	共有名義も含めて最新のものを提出してください。	
8	敷地求積図	分筆する予定がある場合に提出してください。	
9	配置図	排水経路を図に矢印で示してください。(用紙規格A3以下)	
10	建物図面	平面図、立面図	
11	相続関係説明図	都市計画法の線引き前(S45.11.23以前)から所有していることがわかるように記載してください。	
12	戸籍謄本の写し	土地所有者と申請者のものを提出してください。	
13	住民票の写し または 戸籍の附票	申請者のものを提出してください。	
14	土地所有者・使用収益権者の同意書	事業説明をしていただき、同意書をいただってください。	
15	隣地土地所有者の同意書	隣地が農地の場合は提出してください。	
16	土地改良区の意見書	該当ない場合は申出書のその他欄へ記載してください。 明治用水土地改良区、西尾土地改良区については、市から一括照会をするため提出不要ですが、事前に改良区と協議してください。	
17	町総代・生産組合長の意見書	事業説明をしていただき、意見書をいただってください。	
18	委任状	代理申請の場合は提出してください。	

※必要に応じて資料の追加、聴き取りでの説明などをお願いすることがあります。
 申請される場合は、除外見込があるかも含めて、担当者と必ず事前調整してください。
 書類の補正・追加などで時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請してください。
 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの対象地でないことを確認してください。